

1 新型コロナウイルスの封じ込め対策について

新型コロナから、命と暮らしを守る対策にご尽力されているみなさんに心から敬意を表します。

政府が8月3日、重症患者と重症化リスクの高い患者以外は「原則自宅療養」という重大な方針転換を行い、これを撤回していないことは、新規感染者を事実上「自宅に放置」する無責任極まりないものです。

第5波による医療のひっ迫等深刻な事態は、政治が招いた重大な人災です。その根底には、長年にわたる弱肉強食、自己責任論押しつけの新自由主義の政治があることを指摘しなければなりません。40年来の医療・公衆衛生切捨ての新自由主義の国の政治のもとで、大分県は保健所を13か所から9か所に整理・統合してきました。コロナ禍でも自助や自己責任が強調されていることは政治の責任放棄であり許せません。

大分県内においても8月下旬には200人前後の感染確認が続き、私たち日本共産党大分県委員会と県議団は、8月25日に県に要望書を提出したところです。

大分市や宇佐市の抗原検査センターや別府市のPCR検査センターでは、雨の中あるいは炎天下においても長蛇の列ができるほどで、感染状況を踏まえて、開設期間を延長しています。また、県内でも自宅で死亡し、死亡後にPCR検査で陽性と判明した方が2人います。大規模なPCR検査を積極的に実施し、早期に陽性が確認されていれば助かったのではないかと、とても胸が痛みます。8月30日時点で、自宅療養598人、入院待機120人、入院中268人、宿泊療養436人とのことでした。

(1) 保健所機能と医療体制の強化について（知事：福祉）

まずは、これまでの病床数や保健所の削減、職員削減について、間違いであったと考えますが、県の認識はどうでしょうか。感染症対策の中心を担う保健所機能の体制強化を一層促進すべきと考えます。感染症対策以外の業務を含め保健所業務へのサポート体制について検討してみたいでしょうか。

また、県民の命を守るためには、症状に応じて必要な医療をすべての患者に提供することが重要だと考えます。そのためには、大きく2つの対策が必要だと考えます。

1つ目は、各医療機関で閉鎖中の病棟を感染症病棟として活用するなど、入院病床を更に確保することと併せて、限られた医療資源を最も効率的に活用することを考慮して、医療機能を強化した宿泊療養施設や、臨時の医療施設などを増設・確保することです。

2つ目は、すべての医療機関を対象に減収補填と更なる財政支援に踏み切ること。最前線で日夜献身している医療従事者を始め、宿泊療養施設や臨時の医療施設、訪問診療に携わる医療従事者も含めて、すべての医療従事者に対する待遇の抜本的改善を図ることで医療従事者の確保を進め、歯科医師などの医療従事者や看護学校などの医療系学生の力も借りて、安心して新型コロナの診療に当たれるようにすることです。

この2つの対策を着実に進めることができれば、問題となっている妊産婦の陽性者への対応や在宅患者への往診、訪問看護など在宅医療を支える体制の強化にもつながると思います。

これまでの病床、保健所、職員の削減を行ってきた政策の反省に立ち、保健所の機能強化と2つの対策による医療体制の強化をどのように行おうとしているのか知事の見解を伺います。

(2) 検査体制の強化について（部長：福祉）

感染伝播の鎖を断つための検査を「いつでも、誰でも、何度でも」の立場で、従来の枠に捉われず大胆かつ大規模に行うことです。特に、感染拡大が顕著になっている事業所、学校、保育園、放課後児童

クラブ等に対する大規模検査や、大分空港や高速道路、主要駅などでの検査が必要だと思います。

行政検査を抜本的に拡充するとともに、足りない財源は国に求めるなど、大規模検査に向けた取組が必要だと考えますが、見解を伺います。

▶

2 コロナ禍での事業者等支援について

8月27日、有志のみなさんが知事宛の「サービス業とそれに伴う業者への救済措置を求める要望書」を695人分の署名を添えて提出しました。堤議員と私も同席し部長に対応いただきました。「個ではどうすることもできない事態に直面しており、この状況をなんとか乗り切れるよう給付金や補助金の支援をお願いします」という趣旨です。通常、21時まで営業している飲食店のオーナーによると自身の店は、「時短の対象外だが昼も夜もお客さんは減っているのに、時短の協力金1日2万5000円が出る飲食店との格差が大きい。テイクアウトは対象外だが、テイクアウトをするところが増えてお弁当屋さんも減収している。お米屋さんも、人件費も出ない、いつ潰れるかという状況で、みんな苦しんでいる」と訴えました。

我々日本共産党は繰り返し幅広い業者への支援策を求めてきました。事業継続支援金は、個人事業主15万円、法人30万円を上限として、3割以上売上げが減少した幅広い事業者を対象に、今年7月にやっとスタートしたものです。しかし、業者のみなさんの思いは「ないよりはいいけど、これだけでは話にならない」というのが本音です。この1年半、本当に苦労が続き、この事業継続支援金の15万円しか支援がない、今議会に提案されている2回目を入れても30万しか支援がない、という場合もあり、不十分です。

(1) コロナ禍での中小企業者等支援について（知事：商観労）

県独自の事業継続支援金や営業時間短縮要請協力金などは、支給額を増額し、添付書類の簡素化など利用しやすく改善し、あまねく対象になるようにすべきだと考えますが、知事の見解を伺います。

(2) コロナ禍における食糧対策について（部長：農林）

コロナ禍による米価下落は、稲作農家に大きな打撃となっています。国の安全保障上、最も重要な食糧に対しては、国がしっかりと保障していくべきであり、需要が大きく減った米を始めとした農作物や水産品などを、政府や県が買い取ることも有効な対策ではないでしょうか。生活に困窮した方や学生、子ども食堂など、政府や県が買い取った農作物等を供給する先に困ることはありません。コロナ禍だからこそ、必要な対策だと思いますが、農林水産部長に答弁を求めます。

▶

3 生活困窮者支援について

学生、ひとり親世帯やタクシー運転手などの生活困窮が広がっています。また、「生理の貧困」が社会問題になっており、これまでも私は常任委員会で生理用品の配布等を求めてきました。県の備蓄物資の生理用品を含め、子ども食堂に提供したことは評価したいと思いますが、継続的な支援が必要です。

そこで、3点質問します。

(1) 生活福祉資金貸付事業について（部長：福祉）

緊急小口資金、総合支援金のコロナ特例貸付は、申請期間を来年3月まで再々延長し、償還免除の要件を大幅に緩和することも必要ではないでしょうか。

(2) DVに対する支援体制について（部長：生環）

昨年度、全国のドメスティックバイオレンス（DV）相談は、2019年度の1.6倍に急増し過去

最多となっていますが、大分県のDVの状況はどうでしょうか。DV、性暴力などと貧困は関連性があり総合的な支援が必要だと思いますが、その体制はどうなっているのでしょうか。また、県には総合的に支援できる部署が必要ではないでしょうか。

(3) 学校における生理の貧困対策について(教育長:教育)

また、貧困対策として学校のトイレの個室に生理用品を配備することについて、現状と今後に向けての考えを伺います。

▶

4 防災減災力、災害への対応力の強化について

災害が多発し大規模化する中で、災害への県民の不安や関心が高まっており、本県として5か年加速化対策など地域強靱化に取り組んでいます。今年度の大分県当初予算の土木関係予算と2020年度3月補正での5か年加速化対策に係る土木関係予算の合計いわゆる13か月予算は約1,277億円で、昨年度の当初予算約1,070億円の約1.2倍であり、仕事量も1.2倍に増えていると思います。大規模災害が増えている中で、もし災害があれば、災害対応がそれに加わることになります。昨年度の1か月の時間外勤務100時間超えの土木建築部の職員は延べ39人と、福祉保健部の29名を上回り、どこの部署よりも時間外勤務が多い状況です。そのうち豪雨災害が起きた昨年7月は27人です。長時間労働で緊急事態に対応し、県民の命や安全を守るために奮闘努力している状況で、コロナへの対応でも同じです。

(1) 土木職員の人員について(部長:土木)

防災減災、強靱化を進め大規模化・頻発化する災害から県民の安全を守るためには、仕事量に見合った土木の職員の増員が必要だと考えます。

(2) 盛土の現地調査について(部長:土木、生環協議)

次に、県は、盛土395ヶ所の現地調査を行い、危険な盛土はなかったとのこと。熱海市の土石流は産業廃棄物を含んでいましたが、本件の調査では、産業廃棄物を含む盛土について調査したのでしょうか。今回の現地調査の方法として、目視だけでは不十分ではないでしょうか。

(3) 次に、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例について(部長:生環、土木協議)

本県では、3000平方メートル以上の盛土は許可制とする独自条例を2006年に制定し、大規模事業を規制していますが、国においては、ビルの建設工事などで出る残土を処分するための盛土を規制する法律はなく、このような盛土規制を国が怠ってきたことが問題だと思います。厳しく対処できる全国一律の法整備を急がなければならず、許可制としている大分県から国に法整備を求めるべきであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や土壌汚染対策法の強化を求めるべきだと考えますが、以上3点について答弁を求めます。

▶

5 人口減少対策としての労働者支援と子育て支援策について

大分県労働組合総連合は大分県の最低生計費資産調査を行いました。その結果、大分市内で25歳の若者が1人暮らしをするために必要な金額は月約26万円という試算になりました。中央最賃審議会で用いられる労働時間、月173、1日8時間で時給換算すると1,504円。大分県の最低賃金額の約2倍という結果になりました。この調査は、1,483の調査票を回収した生活実態調査に加え、生活に必要な持ち物全てを記入してもらった持ち物調査、生活実態調査で回答した物の購入先を参考に調査する価格調査、この3つの調査を行ったという大変な調査です。

コロナで多くの生活困窮者が広がった根本には、正社員から非正規社員への置き換えをすすめた19

90年代以来の労働法制の規制緩和があります。日本の男女の賃金格差は、女性は男性の55%と先進国では最悪です。

私は、これまでも介護や放課後児童クラブなどの待遇改善を求めてきました。人口減少への対策として、中小業者への支援策を進めつつ、労働者の待遇改善を図ることが有効であり、併せて、子育て支援策などの総合的な取組が必要だと考えます。そこで、3点質問です。

まず、最低賃金引上げの実施について（部長：商観労）

コロナ禍で苦勞している中小業者に最低賃金引上げのための支援策をしっかりと講じることが重要だと思います。その上で、最低賃金822円の10月からの実施が徹底されることや労働者の待遇改善を図ることが最も重要だと考えます。また、最低賃金の更なる大幅な引上げとそのための中業者への支援策を国に求めていただきたいと思います。

次に、放課後児童クラブに対する支援について（部長：福祉）

放課後児童クラブなどの小規模の事業所や中業者に対して、社会保険加入などの処遇改善を進めるためにも支援策を強めることが必要だと考えます。特に、放課後児童クラブについては、今年度から社会保険労務士を児童クラブや市町村に派遣する事業に取り組んでおり、歓迎されていますが、処遇改善による社会保険加入に伴う事業者の負担増は思いの外大きいとの声も届いております。放課後児童クラブの事業者に対する更なる支援策が必要ではないでしょうか。

3点目、子ども医療費助成制度について（部長：福祉）

県の子ども医療費助成制度は、通院医療費の助成が就学前まで、入院医療費の助成が中学校卒業まで、いずれも1日500円の自己負担、上限有りという制度です。市町村は、財政が厳しい中でも市民ニーズに応え、県の助成制度に全ての市町村が上乗せ助成をしています。別府市と大分市では、市民税非課税世帯の小中学生の通院医療費は昨年10月から全額無料となりました。別府市は小中学生の5%に当たる約400人を想定していたとのことですが、実際の活用は、259人、小中学生のわずか3.2%とのことです。

一方、豊後高田市や由布市は、高校生までの入院、通院医療費を完全無料。国東市は、中学校卒業までも入院と高校卒業までの入院を無料としています。さらに、宇佐市は今年10月から高校卒業まで入院無料、通院は一部自己負担有りで助成するとのことです。

同じ大分県の子どもであるにもかかわらず、市町村間での格差は大き過ぎます。

（都道府県の通院医療費助成の昨年度と10年前の状況をグラフにしてもらいました。大分県は2010年度も今も就学前までが助成対象で青い部分です。緑は小学3年生まで、水色が小学校卒業まで、ピンクは中学校卒業まで助成している都道府県です。本県より充実している都道府県が36.2%になり増えており、7都府県が通院も中学校卒業まで助成しています。一番右は、は高校卒業まで入院とも医療費助成制度を実施している鳥取県や福島県、静岡県の3県です。（茨城県が対象を拡大し、入院医療費を高校卒業まで助成）

コロナ禍で収入が激減した家庭も多い今こそ、子育て満足度日本一を目指す大分県として、中学校卒業までの入院、通院医療費をともに完全無料にすべきと考えます。また、中学校卒業まで通院医療費を無料にした場合と、仮に小学校卒業まで無料にした場合に必要な金額の試算についても答弁を求めます。あわせて、今後とも国の制度創設を求めていただきたいと思います。

以上3点について答弁をお願いします。